

議案第117号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

訴えの提起について

イ 第1審原告のその余の請求をいずれも棄却する。

(2) 第1審原告の本件控訴を棄却する。

(3) 第1審原告の当審における追加請求を棄却する。

5 当事者

上告人兼上告受理申立人 さいたま市

代表者 市長 清水 勇人

被上告人兼相手方 第1審原告

6 上告の趣旨

(1) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求めるもの

7 上告受理申立ての趣旨

(1) 本件上告の受理を求めるもの

(2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求めるもの

8 上告及び上告受理申立ての理由

東京高等裁判所より標記事件についての第2審判決があったが、第1審被告敗訴部分について容認できる内容ではないと判断し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第311条第1項に基づき最高裁判所に上告し、同法第318条第1項に基づき上告受理を申し立てるもの